

令和3年1月12日

保護者様

横浜市立生麦中学校

校長 山口 毅

## 緊急事態宣言期間中における教育活動について

日頃より本校教育活動にご理解とご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、神奈川県を含む1都3県に対し、1月8日午前0時から2月7日までを適用期間として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。これを受けまして、今後の教育活動についてお知らせいたします。

なお、今後、国または県から対応等の要請があった場合や、感染状況等により、教育活動を変更する必要がある場合は、改めてご連絡いたします。

これまでも新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見・いじめの防止に向けた取組についてもご理解とご協力に感謝申し上げますとともに、今後ともご協力をお願いいたします。

### 1 ガイドラインの徹底について

「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」に基づき、手洗いやマスクの着用、ご家庭と連携した健康観察、換気と寒冷対策及び校内の消毒等に改めて取り組んでいきます。

マスクを着用する等の感染症対策を講じてもお感染リスクの高い活動は一時的に停止するよう文部科学省から通知されていますので、緊急事態宣言期間中においては、実施を見合わせます。具体的には各教科等で生徒に説明をいたします。

### 2 健康観察と登校について

ご家族や同居人の方等が、新型コロナウイルス感染症の感染に疑いがあり、PCR検査等を受ける必要が生じた場合、検査結果が判明するまでの間、当該生徒の登校を控えて、家庭で健康観察をしていただくよう協力をお願いいたします。なお、この場合「欠席」とせず「出席停止」といたします。

### 3 保健体育の授業について

できるだけ屋外で実施するようにいたします。体育館など屋内で実施する場合は、換気を十分行うとともに、呼気が激しくなるような運動を避けるようにいたします。生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用するよう指導いたします。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際もマスクするよう指導いたします。

## 4 部活動等について

学校における感染事例の多くに、部活動が挙げられています。本市においても、部活動に起因するクラスターが発生するなど、各部活動の活動内容に応じた更なる感染予防対策の徹底が求められています。これを受けまして、緊急事態宣言期間中は、原則として校内における活動のみとします。活動時は極力、マスクを着用するよう指導いたします。

○校内での活動を原則とし、土日祝日を含めて週3日以内とします。活動時間は、帰りの会や清掃終了から2時間以内として、その後は完全下校とします。土日祝日に実施する場合は、いずれか1日を活動日として、3時間以内の活動とします。

○当面の間、次の活動を控えます。

- ・朝練習
- ・他校との合同練習、遠征や泊を伴う練習
- ・身体的接触をとまなう活動や近距離で大きな声を発するような活動、激しい呼気を伴う活動等、感染リスクの高い活動

## 5 昼食について

食事中は、マスクを外すので、感染症対策の観点で最も注意すべき時間です。次のことについて特に留意して指導いたします。

- ・食事の前後には、流し場で密にならないよう配慮しつつ、手洗いをする。
- ・向かい合わせにせず同じ方向を向いて食べる。
- ・マスクを外す時間をなるべく短くする。  
(「いただきます」の後に外す、「ごちそうさま」を待たずに食べ終えたらすぐに着ける。)
- ・食事中(「いただきます」から「ごちそうさま」まで)は会話を控える。
- ・教職員も、食事中以外の指導の際は必ずマスクを着ける。

## 6 登下校について

登下校の際に生徒が密集することのないよう、昇降口での密を避けるよう指導します。

## 7 その他

- ・昼のお茶出しは中止します。必要な場合はご家庭で準備をしてください。
- ・今週に予定していました1・2学年の百人一首大会は2月以降に延期をすることにいたしました。急な変更で申し訳ありませんでした。
- ・3年生の進路にかかわる予定等について変更等はありません。配布済みの要項や計画通り、実施されます。今後変更等があった場合は、すみやかに連絡いたします。
- ・緊急事態宣言期間中の県外への移動や宿泊・飲食を伴う行事の計画はありませんが、今後の感染状況等により緊急事態宣言が延長された場合は、行事の延期、中止または内容の変更等を検討することも考えられます。

以上、ご理解とご協力をお願いいたします。

横浜市立生麦中学校 副校長 桑山 博 045 (581) 3255